

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (シェアード I P - P B X サービス)

目次

第1章 総則	5
第1条 適用	5
第2条 用語の定義	5
第2章 シェアード I P - P B X サービスの種別等	10
第3条 シェアード I P - P B X サービスの種別	10
第4条 ダイヤルアウト	10
第3章 契約	11
第1節 削除	
第5条 削除	
第6条 削除	
第7条 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第17条 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第2節 削除	
第20条 削除	
第21条 削除	
第22条 削除	
第23条 削除	
第24条 削除	
第25条 削除	
第26条 削除	
第27条 削除	
第28条 削除	
第29条 削除	
第30条 削除	
第31条 削除	
第32条 削除	
第33条 削除	
第34条 削除	
第35条 削除	
第36条 削除	
第3節 削除	
第37条 削除	
第38条 削除	
第39条 削除	
第40条 削除	

- 第41条 削除
- 第42条 削除
- 第43条 削除
- 第44条 削除
- 第45条 削除
- 第46条 削除
- 第47条 削除
- 第48条 削除
- 第49条 削除
- 第50条 削除
- 第51条 削除
- 第52条 削除
- 第53条 削除
- 第54条 削除

第4節 削除

- 第55条 削除
- 第56条 削除
- 第57条 削除
- 第58条 削除
- 第59条 削除
- 第60条 削除
- 第61条 削除
- 第62条 削除
- 第63条 削除

第5節 削除

- 第64条 削除
- 第65条 削除
- 第66条 削除
- 第67条 削除
- 第68条 削除
- 第69条 削除
- 第70条 削除
- 第71条 削除
- 第72条 削除
- 第73条 削除

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 12

- 第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等..... 12
- 第73条の3 第6種シェアードIP-PBX契約の単位 15
- 第73条の4 第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法..... 16
- 第73条の5 第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾..... 16
- 第73条の5の2 特定加入者回線の事業者変更 17
- 第73条の5の3 特定加入者回線の光回線再利用 17
- 第73条の6 第6種シェアードIP-PBXサービスの最低利用
間 18
- 第73条の7 第6種シェアードIP-PBXサービスの区別の変
更 18
- 第73条の8 第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセント
レックス番号 19
- 第73条の9 第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通
知 19

第73条の10 第6種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い	20
第73条の10の2 IPセントレックス番号の廃止に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い	20
第73条の11 第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡	21
第73条の11の1 事業者変更に伴うIP通信網契約の解除	21
第73条の11の2 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ7に係るものに限ります。)に係る特定加入者回線の移転	21
第73条の11の3 番号ポータビリティに伴うIP通信網契約の解除等	21
第73条の11の4 光回線再利用に伴うIP通信網契約の解除	21
第73条の12 その他の契約内容の変更	21
第4章 付加機能	21
第74条 削除	
第74条の2 付加機能の提供上の条件	22
第74条の2の2 同上	22
第74条の2の3 同上	22
第74条の3 付加機能の廃止	22
第5章 通信	22
第75条 ボイスハードウェア等による制限	22
第75条の2 回線による制約	22
第75条の3 通信利用の制限等	22
第76条 料金適用上必要な事項の測定等	22
第6章 料金等の支払義務	23
第77条 削除	
第78条 削除	
第79条 利用料金の支払義務	23
第80条 ダイヤルアウト通信料の支払義務	24
第80条の2 削除	
第81条 削除	
第81条の2 削除	
第81条の3 債権の譲受	25
第7章 保守	25
第82条 ボイスハードウェア等の使用に係る責任	25
第8章 損害賠償	25
第83条 責任の制限	25
第9章 データの取扱い	26
第83条の2 データに関する責任	26
第83条の3 データの確認・複製	26
第83条の4 データの削除	27
第83条の5 データのバックアップ	27
第10章 雑則	27
第84条 他の電気通信事業者との利用契約の締結	27
第85条 電話番号案内	27
第86条 電話帳	27
第87条 番号情報の提供	28
第87条の2 シェアードIP-PBX契約者に対する通知	28
第11章 付帯サービス	28
第88条 付帯サービス	28

別記

1	削除	
2	電話帳の普通掲載	29
3	電話帳の掲載省略	29
4	電話帳の重複掲載	29
5	ボイスモードゲートウェイ装置の提供等	30
6	設定代行サービスの提供	30
7	削除	
8	お客さま設定サポートデスクの提供	31
9	端末機器の提供等	31
10	契約者カードの提供等	32

料金表

通則	33
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	35
第1 利用料金	35
第2 手続きに関する料金	53
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	55
第3表 附帯サービスに関する料金	67
第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金	67
第2 削除	
第3 支払証明書の発行手数料	68
第4 削除	
第5 削除	
第6 削除	
第7 設定代行サービスに関する工事費	69
第8 削除	
第9 お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金	69

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能 71

第1章 総則

(適用)

第1条 当社は、IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)

第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりシェアードIP-PBXサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 削除	削除
2 削除	削除
3 削除	削除
4 削除	削除
5 第6種シェアードIP-PBX契約	当社から第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受けるための契約
6 第6種シェアードIP-PBX契約者	当社と第6種シェアードIP-PBX契約を締結している者
7 シェアードIP-PBX契約	第6種シェアードIP-PBX契約
8 シェアードIP-PBX契約者	第6種シェアードIP-PBX契約者
9 削除	削除
10 削除	削除
11 特定電気通信番号	当社、共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者又は共通編別記3(1)に規定するVoIP協定事業者が付与する電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号
12 IPセントレックス番号	IP電話番号又は特定電気通信番号
13 IP通信網利用回線	(1) 削除 (2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの 株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款(OCN)に定める第2種契約(当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。)又は当社のIP通信網サービス契約約款 別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))に定める第6種契約(当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。)に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの (注1) 本欄(2)に規定する第2種契約は、次に掲げる区分又は細目に係るものとしします。

ア タイプ2に係るもの

イ タイプ3に係るもの

コース1(メニュー1のプラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6、メニュー2のプラン1、プラン2及びプラン3に係るもの)、コース2又はコース3に係るもの

ウ タイプ8に係るもの

コース1又はコース2(プラン1に係るものに限ります。)に係るもの

(注2)本欄(2)に規定する第6種契約は、次に掲げる区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に係るものとします。

ア カテゴリー1に係るもの

タイプ3(1Mb/s品目に係るものを除きます。)又はタイプ4(コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの

イ カテゴリー2に係るもの

タイプ3又はタイプ4(コースF、コースM又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの

ウ カテゴリー3に係るもの

タイプ3(1Mb/s品目に係るものを除きます。)又はタイプ4(コースF、コースM、コースP1又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの

エ カテゴリー5に係るもの

タイプ3又はタイプ4(コースF、コースM(メニューBの保守メニュー2であって、東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの

オ カテゴリー6に係るもの

タイプ3又はタイプ4(コースF、コースM(メニューBの保守メニュー2であって、東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)、コースP1又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの

カ カテゴリー7に係るもの

タイプ4(コースF、コースM又はコースGFに係るものに限ります。)に係るもの

14 削除	削除
15 削除	削除
16 削除	削除

17 I P - V P N利用回線	当社のUniversal Oneサービス契約約款（第2編又は第3編に限ります。）に規定する、加入者回線、契約者回線、接続契約者回線、他社接続契約者回線又はDSL回線であって第6種シェアードI P - P B X契約に係るもの
18 Universal One利用回線	<p>当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限ります。）に規定するUniversal Oneサービス第1種に係る契約者回線等（次に掲げるものに限ります。ただし、令和2年7月1日付でUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものを除きます。）であって第6種シェアードI P - P B X契約に係るもの</p> <p>(1) (2)以外のもの(ただし、D～Fについては、カテゴリ1のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。)</p> <p>A ギャランティアアクセスに係るもの</p> <p>B ギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの</p> <p>C バーストアクセスに係るもの</p> <p>D ベストエフォートアクセスに係るもの</p> <p>E ベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの</p> <p>F ベストエフォート（IPoE）アクセスに係るもの</p> <p>(2) I Pセントレックス番号のうち、I P電話番号のみを利用可能なもの(ただし、カテゴリ1のタイプ1のプラン2に係るものを除きます。)</p> <p>A ベストエフォートアクセスに係るもの</p> <p>B ベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの</p> <p>C ベストエフォート（IPoE）アクセスに係るもの</p>
19 削除	削除
20 削除	削除
21 削除	削除
22 削除	削除
23 削除	削除
24 シェアードゲートウェイ装置	当社のシェアードゲートウェイ装置に関する利用規約に定めるシェアードゲートウェイ装置
25 削除	削除
26 第6種シェアードI P - P B X利用回線	第6種シェアードI P - P B Xサービスに係るUniversal One利用回線、I P通信網利用回線、I P - V P N利用回線、特定加入者回線又はモバイルアクセス
27 特定加入者回線	<p>共通編別記17の(3)のイに定める特定協定事業者の光アクセス回線を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p>

	メニュー5-1のII-1型の1Gb/s品目のプラン3-1のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の1Gb/s品目のプラン3のもの
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3のタイプ4、タイプ5、タイプ6、タイプ7又はタイプ8を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
29 削除	削除
30 削除	削除
31 設定管理者	当社が付加機能の設定を行える権限を与えた者（第6種シェアードIP-PBX契約者に限ります。）
32 削除	削除
33 削除	削除
34 削除	削除
35 削除	削除
36 削除	削除
37 削除	削除
38 ボイスハードウェア	シェアードIP-PBXサービスを利用するために必要な自営端末設備
39 ファームウェア	ボイスハードウェアを制御するソフトウェア
40 ボイスソフトウェア	シェアードIP-PBXサービスを利用するために必要なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形態をとるもの
41 ボイスハードウェア等	ボイスハードウェア、ファームウェア又はボイスソフトウェア
42 利用者番号	メンバーズネット機能の提供を受けている契約者が指定し、当社が管理するものであって、契約者相互間での通信（メンバーズネットグループ内通話に限ります。）で利用する番号
43 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
44 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
45 特定加入者回線の	第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限ります。）の解除の請求を行うにあたり、その第

事業者変更（出）	6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー7に係るものに限り。）が現に利用している特定加入者回線を当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションサービスを用いて提供する電気通信サービス又は共通編別記2の（1）に規定する特定協定事業者が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供するIP通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）へ移行すること（以下、本別冊において同じとします。）
46 Microsoft Cloud アカウント	日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」といいます。）が提供するクラウドベースのアクセス管理サービスを利用するユーザーアカウント
47 Microsoftクラウドソリューションプロバイダー	マイクロソフト社のクラウドサービスの販売代理店として登録された業者
48 特定加入者回線の転用	第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り。）の申込みを行うにあたり、その申込みをする者が現に利用している電気通信サービス（特定加入者回線であって、光コラボレーションモデルサービス以外のものであります。）を第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー7に係るものに限り。）へ移行して、第6種シェアードIP-PBX利用回線として利用開始すること。
49 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
50 モバイルアクセス	IP通信網契約に基づいて当社（共通編別記17の（4）のケに規定する契約事業者（株式会社NTTドコモが提供するiX契約に係るものに限り。）を含みます。）の無線基地局設備とIP通信網契約者が指定する移動無線装置（契約者カードが利用できるものに限り。）との間に設定される電気通信回線
51 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード及びチップであって、当社が第6種シェアードIP-PBXサービスの提供のために第6種シェアードIP-PBX契約者に貸与するもの
52 光信号分岐端末回線	接続約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線
53 特定加入者回線の光回線再利用（出）	第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り。）の解除の請求を行うにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その第6種シェアードIP-PBX契約者が現に利用している第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー7に係るものに限り。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限り。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、特定加入者回線の事業者変更（出）の事業者変更該当する場合を除くものとします。）
54 転用等承諾番号	(1) 特定加入者回線の転用の手続きに必要な番号（以下「転用承諾番号」といいます。）

	(2) 特定加入者回線の事業者変更(出)の手続きに必要な番号(以下「事業者変更承諾番号」といいます。 (3) 特定加入者回線の光回線再利用(出)の手続きに必要な番号(以下「光回線再利用承諾番号」といいます。)
--	---

第2章 シェアードIP-PBXサービスの種別等

(シェアードIP-PBXサービスの種別)

第3条 シェアードIP-PBXサービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
第6種シェアードIP-PBXサービス	第6種シェアードIP-PBX利用回線及びシェアードゲートウェイ装置又は第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置を使用して、ボイスモードの通信を行うことができるもの

(ダイヤルアウト)

第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト(ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発 信 元	発 信 先
(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備(シェアードゲートウェイ装置を除きます。) (3) 料金表第1表(料金)5-2-4のイに規定する地域

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

- (1) 電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第10号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリー1(タイプ1のプラン2は除きます。)及びカテゴリー7(特定電気通信番号を用いる場合に限り)を提供する区域のうち、当社が指定する区域(第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。)において利用する電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8及びカテゴリー8において電気通信番号規則別表第

- 12号に定める電気通信番号を利用して行う通信
(4) その他当社のWebサイト
(<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html>)
に掲げる電気通信番号への通信

第3章 契約

第1節 削除

- 第5条 削除
- 第6条 削除
- 第7条 削除
- 第8条 削除
- 第9条 削除
- 第10条 削除
- 第11条 削除
- 第12条 削除
- 第13条 削除
- 第14条 削除
- 第15条 削除
- 第16条 削除
- 第17条 削除
- 第18条 削除
- 第19条 削除

第2節 削除

- 第20条 削除
- 第21条 削除
- 第22条 削除
- 第23条 削除
- 第24条 削除
- 第25条 削除
- 第26条 削除
- 第27条 削除
- 第28条 削除
- 第29条 削除
- 第30条 削除
- 第31条 削除
- 第32条 削除
- 第33条 削除
- 第34条 削除
- 第35条 削除
- 第36条 削除

第3節 削除

- 第37条 削除
- 第38条 削除
- 第39条 削除
- 第40条 削除
- 第41条 削除
- 第42条 削除
- 第43条 削除

第44条 削除
第45条 削除
第46条 削除
第47条 削除
第48条 削除
第49条 削除
第50条 削除
第51条 削除
第52条 削除
第53条 削除
第54条 削除

第4節 削除

第55条 削除
第56条 削除
第57条 削除
第58条 削除
第59条 削除
第60条 削除
第61条 削除
第62条 削除
第63条 削除

第5節 削除

第64条 削除
第65条 削除
第66条 削除
第67条 削除
第68条 削除
第69条 削除
第70条 削除
第71条 削除
第72条 削除
第73条 削除

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
カテゴリー1	Universal One利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー2	IP通信網利用回線（第2種契約又は第6種契約に係るものに限ります。）を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

カテゴリー 3	<p>シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</p> <p>(注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ5、タイプ6、タイプ7又はタイプ8に係るものに限ります。)に係る電気通信設備とします。</p>
カテゴリー 4	IP-VPN利用回線(当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるVPNサービスのアクセスタイプ7のコース3に係るものに限ります。)及びUniversal One網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 7	特定加入者回線を利用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー 8	モバイルアクセスを利用してボイスモードの通信を行うことができるもの
備考	<p>1 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信の品質については、その第6種シェアードIP-PBXサービスの第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。</p> <p>2 第6種シェアードIP-PBX契約者(設定管理者を含みます。)は、第6種シェアードIP-PBXサービスの設定機能における識別符号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者を識別するために当社が割当てる英字及び数字の組み合わせをいいます。)及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。</p>

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

(1) カテゴリー1に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	Universal One利用回線(ギャランティアクセスに係るものに限ります。)を専らボイスモードの通信で利用するもの
備考	タイプ1は、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネル、タイプ2は1のIPセントレックス番号及び16の通信チャネルを利用できます。

(2) カテゴリー2に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	IP通信網利用回線(第2種契約に係るものに限ります。)を利用してボイスモードの通信を行うもの

タイプ2	I P通信網利用回線（第6種契約に係るものに限り。）を利用してボイスモードの通信を行うもの
備考	1のI Pセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。

(3) カテゴリー3に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	スマートPBXサービス（別冊（スマートPBXサービス）に定めるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ2	Arcstar Contact Centerサービス（Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ4	第6種シェアードI P-PBX装置に着信をする通信を、第6種シェアードI P-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第6種シェアードI P-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードI P-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードI P-PBX契約者に通知するものとします。
タイプ5	マイクロソフト社が提供するMicrosoft Teamsを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ6	SaaSサービスを提供する電気通信事業者（以下「SaaSサービス提供社」といいます。）が提供する各SaaSサービス（以下「接続先SaaSサービス」といいます。）を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ7	Flexible InterConnect接続タイプ（当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限り。以下同じとします。）及びUniversal One網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
タイプ8	Webex Callingサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
備考	1 タイプ1、タイプ2、タイプ3、タイプ4及びタイプ7においては、1のI Pセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。 2 タイプ5、タイプ6及びタイプ8においては、1のI Pセントレックス番号及び1のIDを利用できます。

3 第6種シェアードI P-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4、タイプ6及びタイプ8に係るものに限り。）には、次の区分があります。

(1) カテゴリー1のタイプ1に係るもの

区 分	内 容
プラン1	プラン2以外のもの
プラン2	Universal One利用回線の終端場所と異なる利用場所において利用するもの

(2) 削除

(3) カテゴリー3のタイプ4に係るもの

区 分	内 容
プラン1	IPセントレックス番号のうち、IP電話番号のみを利用可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの

(4) カテゴリー3のタイプ6に係るもの

区 分	内 容
プラン1	ジェネシスクラウドサービス株式会社（Genesys Cloudに係るライセンスの提供販売について正当な権限を有するSaaSサービス提供社を含みます。）が提供するGenesys Cloud CXを利用してダイヤルアウト通信を行うもの
プラン2	ナイスジャパン株式会社（CXoneに係るライセンスの提供販売について正当な権限を有するSaaSサービス提供社を含みます。）が提供するCXoneを利用してダイヤルアウト通信を行うもの

(5) カテゴリー3のタイプ8に係るもの

区 分	内 容
プラン1	当初が提供するWebex Callingサービス（当社のWebex Callingサービス利用規約に定めるサービスをいいます。）を利用してダイヤルアウト通信を行うもの
プラン2	シスコシステムズ合同会社（Webex Callingに係るライセンスの提供販売について正当な権限を有するSaaSサービス提供社を含みます。以下、シスコシステムズ合同会社と当該 SaaSサービス提供社を総称して「Webex Callingサービス提供社」といいます。）が提供するWebex Callingを利用してダイヤルアウト通信を行うもの

（第6種シェアードIP-PBX契約の単位）

第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。

(1) (2)(3)(4)以外の場合

当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリ1のタイプ1のプラン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

(2) カテゴリ3(タイプ1に限ります。)の場合

当社は、1のスマートPBX契約(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約をいいます。以下同じとします。)につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

(3) カテゴリ3(タイプ2、タイプ3及びタイプ7に限ります。)の場合

当社は、1のArcstar Contact Centerサービス契約(Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。)、1のUniversal One契約(Universal Oneサービス契約約款に定める契約をいいます。)又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリ3のタイプ7については、1のUniversal One代表契約につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。

(4) カテゴリ3(タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に限ります。)の場合

当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。カテゴリ3のタイプ8については、1のWebex Calling契約(当社のWebex Callingサービス利用規約に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1のWebex Callingサービス提供社が提供するWebex Callingに係る契約につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ3のタイプ8及びカテゴリ8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリ3のタイプ4のプラン2に係るものに限ります。)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等

(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、設定管理者を定めて当社が指定する方法により届け出ることができます。これを変更したときも同様とします。

ただし、設定管理者の届け出にあたり、当社が指定する条件があります。

3 前項までに規定するほか、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ7に係るものに限ります。)の申込みの際し、特定加入者回線の転用を希望するときは、その旨及び転用承諾番号を当社所定の方法により申し出ることができます。

4 前項の場合において、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ7に係るものに限ります。)の申込みをした者が、特定協定事業者のIP通信網サービス契約約款の第22条の2(IP通信網サービスの転用)第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ7に係るものに限ります。)の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったも

のとみなして取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。)、Arcstar Contact Centerサービス契約者（Arcstar Contact Center契約約款に定める契約者をいいます。)、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者、Webex Calling契約者（Webex Callingサービス利用規約に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。

(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。

(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。)、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)、カテゴリー3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6、タイプ7及びタイプ8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限り、)の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき

(3) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3に係るものを除きます。）の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用しないとき。

(4) 当社が、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ5に係るものに限り、)の申込者のMicrosoft Cloud アカウントのMicrosoftクラウドソリューションプロバイダーでないとき。

(5) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り、)の申込み（アクセス回線の転用を行う場合に限り、)をした者が、転用する光アクセス回線の契約者と同一の者とならないとき。

(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限り、)が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。

(7) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ8のプラン1に係るものに限り、)の申込を承諾することにより、Webex Callingサービス利用規約に定めるWebex Calling契約の提供条件を満たせなくなる恐れがあるとき。

(特定加入者回線の事業者変更)

第73条の5の2 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限り、)は特定加入者回線の事業者変更(出)の請求をすることができます。当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 当社が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー7に係る者に限り、)

す。)からの請求に基づきその第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。

- (2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所及び附帯サービス等(特定加入者回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。)を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先の電気通信事業者へ通知する必要があることについて、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限りません。)が承諾しないとき。
- (3) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (4) その他特定加入者回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

- 2 当社は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)からの特定加入者回線の事業者変更(出)の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

(特定加入者回線の光回線再利用)

第73条の5の3 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)は特定加入者回線の光回線再利用(出)の請求をすることができます。当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限りません。)からの請求に基づき、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2) 特定加入者回線の光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報(特定加入者回線の光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。)について、契約事業者が特定加入者回線の光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者へ通知し、また、契約事業者がその情報を利用することを、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)が予め承諾しないとき。
- (3) 移行先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (4) 特定加入者回線の光回線再利用(出)を適用することが設備上困難であるとき。
- (5) その他特定加入者回線の光回線再利用(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

- 2 当社は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)からの特定加入者回線の光回線再利用(出)の請求を承諾したときは、光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、光回線再利用承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

(第6種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間)

第73条の6 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1のタイプ2に係るものに限ります。以下本条において同じとします。)には、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 第6種シェアードIP-PBX契約者は、前項の最低利用期間内に第6種シェアードIP-PBX契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。

(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)

第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー7及びカテゴリー8に係る者を除きます。)は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものを除きます。)の請求をすることができません。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第73条の5(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2 第6種シェアードIP-PBX利用回線の移転等により、そのIPセントレックス番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IPセントレックス番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、IPセントレックス番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第6種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー1、カテゴリー3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6、タイプ7及びタイプ8に係るものに限り)、カテゴリー7及びカテゴリー8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリー7に係る者に限り)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8及びカテゴリー8に係る者に限り)は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリー7に係る者に限り)が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8及びカテゴリー8に係る者に限り)が、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。

（第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知）

第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3タイプ4を除きます。）に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 料金表第1表（料金）に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。
- (2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能（発利用者番号通知機能に限ります。）の提供を受けている場合は、利用者番号（メンバーズネットグループ内通話に限ります。）を着信先に通知します。
- (3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能（タイプ1）の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ5を除きます。）、カテゴリー4、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先へ通知します。
- (4) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能（タイプ2）の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。）が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3、カテゴリー4、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先へ通知します。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、IPセントレックス番号又は当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号、特定着信番号又は利用者番号を通知しません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。
- (2) 料金表第1表に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出したときを除きます。）。

3 前項の規定にかかわらず、緊急通報用電話番号への通話については、発信者番号通知を行います。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

（第6種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い）

第73条の10 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る契約若しくは代表契約、スマートPBX契約、Arcstar Contact Centerサービス契約、Webex Calling契約若しくは当社が別に定める契約について、契約の解除があった旨又は所属VPNグループの廃止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。

（注）当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。

2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX利

用回線に係る契約の品目等又はスマートPBXサービスに係るインターネット回線契約を当社に通知なく変更したときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。

- 3 当社は、前2項の規定により、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除しようとするときは、あらかじめ第6種シェアードIP-PBX契約者にそのことを通知します。

(IPセントレックス番号の廃止に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い)

第73条の10の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約において、全てのIPセントレックス番号が廃止されたときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。

- 2 当社は、前項の規定により、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除しようとするときは、あらかじめ第6種シェアードIP-PBX契約者にそのことを通知します。

(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者、Webex Calling契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。

(注)当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。

(事業者変更に伴うIP通信網契約の解除)

第73条の11の1 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)が特定加入者回線の事業者変更(出)を希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、当社は、共通編第14条(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)の通知があったものとみなし、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限ります。)を解除します。

(第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限ります。)に係る特定加入者回線の移転)

第73条の11の2 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係るものに限ります。)は、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限ります。)に係る特定加入者回線の移転を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があった時は、第73条の5(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(番号ポータビリティに伴うIP通信網契約の解除等)

第73条の11の3 第6種シェアードIP-PBX契約者(特定電気通信番号を用いる契約に係る者に限ります。)が当社以外の電気通信事業者への番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)の通知又は特定電気通信番号の廃止の届出があったものとみなし、その第6種シェアードIP-PBX契約(特定電気通信番号を用いる契約に限ります。)を解除し、又は当該特定電気通信番号を廃止します。

(光回線再利用に伴うIP通信網契約の解除)

第73条の11の4 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)が特定加入者回線の光回線再利用(出)を希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、当社は、共通編第14条(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)の通知があったものとみなし、その第6種シェアードIP-PBX契約(カ

テグリー 7に係る者に限ります。) を解除します。

(その他の契約内容の変更)

第73条の12 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)第1項第2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第73条の5(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第4章 付加機能

第74条 削除

(付加機能の提供上の条件)

第74条の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から付加機能(転送先特定番号機能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、第6種シェアードIP-PBX契約者が地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の利用者とならないときは、付加機能を提供しないことがあります。

第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能(タイプ1))に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。)と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

第74条の2の3 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1に限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能(タイプ2))に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ1に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。)と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

(付加機能の廃止)

第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能、IP Voice番号通知機能(タイプ1)及びIP Voice番号通知機能(タイプ2))に限ります。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第5章 通信

(ボイスハードウェア等による制限)

第75条 シェアードIP-PBX契約者は、その使用するボイスハードウェア等の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、シェアードIP-PBXサービスの一部を利用することができないことがあります。

2 当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときはシェアードIP-PBX契約者にそのことを通知します。この場合において、その通知した範囲におけるシェアードIP-PBXサービスを利用できない状態に係る料金及び損害賠償の取扱いについては、次によります。

(1) 当社は、第79条(利用料金の支払義務)第1項第2号の規定を適用しません。

(2) 当社は、第83条(責任の制限)の規定にかかわらず、シェアードIP-PBXサービスを利用できない状態に起因して生じた損害について、責任を負いません。

(回線による制約)

第75条の2 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ2のタイプ1に係る者に限ります。)は、IP通信網利用回線において、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第6種シェアードIP-PBXサービスを利用することはできません。

(通信利用の制限等)

第75条の3 共通編第26条(通信利用の制限等)のほか、モバイルアクセスを利用して行う通信については、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ8に限ります。以下この条において同じとします。)を提供する区域内であっても屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等の電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことが出来ない場合(通信の品質が低下する場合があります。)があります。

2 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信のトラフィック量が当社の所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、そのモバイルアクセスに係るIP通信網サービスの利用を制限することがあります。

3 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信について、一定時間に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。

(料金適用上必要な事項の測定等)

第76条 ダイヤルアウトに係る接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

第6章 料金等の支払義務

第77条 削除

第78条 削除

第1節 料金の支払義務

(利用料金の支払義務)

第79条 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する利用料金(ダイヤルアウト通信料を除きます。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条(利用停止)第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアードIP-PBX契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)、利用の停止を解除した日をシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)とみなして取扱います。

(2) 前号の規定によるほか、シェアードIP-PBX契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>1 シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、そのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態（そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、カテゴリー3のタイプ5において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合、カテゴリー3のタイプ6において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とSaaSサービス提供社間の契約に係る提供区間による場合、カテゴリー3のタイプ8のプラン1において、この状態がWebex Calling契約に係る提供区間による場合又はカテゴリー3のタイプ8のプラン2において、この状態がシェアードIP-PBX契約者とWebex Callingサービス提供社間の契約に係る提供区間による場合はこの限りでありませぬ。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）</p>
<p>2 削除</p>	<p>削除</p>
<p>3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）</p>
<p>4 削除</p>	<p>削除</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

（ダイヤルアウト通信料の支払義務）

第80条 シェアードIP-PBX契約者は、そのダイヤルアウト（シェアードIP-PBX契約者が共通編別記6（IP通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのシェアードIP-PBX契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。

2 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情がある

ときは、シェアードIP-PBX契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

ただし、そのダイヤルアウトについて当社の電話等サービス契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第80条の2 削除

第81条 削除

第81条の2 削除

第2節 債権の譲受

(債権の譲受)

第81条の3 シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(特定電気通信番号を用いるのものであって、カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限り、)に係る者に限り、)は、シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアードIP-PBX契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの料金とみなして取り扱います。

第7章 保守

(ボイスハードウェア等の使用に係る責任)

第82条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社の推奨する又は当社が別に定めるボイスハードウェア等を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことをシェアードIP-PBX契約者に通知します。

3 シェアードIP-PBX契約者は、前2項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるボイスハードウェア等は、第88条(附帯サービス)に規定するものとします。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第83条 当社は、共通編第38条(責任の制限)に規定するほか、シェアードIP-PBXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのシェアードIP-PBXサービスが全く利用できない状態(そのシェアードIP-PBX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアードIP-PBX契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又は

そのシェアードIP-PBXサービスがDSL回線の区間(当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。)において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、当社は、シェアードIP-PBXサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアードIP-PBXサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - (1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(次号に規定する利用料金を除きます。)
 - (2) 料金表第1表に規定するダイヤルアウト通信料(シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 当社の故意又は重大な過失によりシェアードIP-PBXサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
 - (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。
 - (注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。
 - (注3) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じた日前的実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。
 - (注4) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第9章 データの取扱い

(データに関する責任)

- 第83条の2** 第83条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ(以下「保存データ」といいます。)及び第6種シェアードIP-PBXサービスの利用により生成、提供されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより第6種シェアードIP-PBXサービス契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- 2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
 - 3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの確認・複製)

- 第83条の3** 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は第6種シェアードIP-PBXサービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。
- 2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。
 - 3 当社は前項に加え、保存データ及び生成等データのうち、複数の第6種シェアードIP-PBXサービス契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ(以下「統計データ」という)に加工した上で、以下の目的において、自ら利用することができます。
 - (1) 統計化に利用する情報：通話録音音声データ及びテキスト化データ

(2) 統計データの利用目的：第6種シェアードIP-PBXサービスの使用状況の計測及び当社が提供する新規コミュニケーションサービス開発、サービス機能向上。ただし、当社は統計データを第6種シェアードIP-PBXサービス契約者及び発着信元が識別されることのないように取り扱うものとします。

- 4 第6種シェアードIP-PBX契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

(データの削除)

第83条の4 当社は、共通編第41条（サービスの廃止）による第6種シェアードIP-PBXサービスの廃止のほか、当社は共通編第14条（IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除）、共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）、共通編第16条（協定事業者の契約の解除等に伴うIP通信網契約の扱い）又は本別冊第73条の10の2（IPセントレックス番号の廃止に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い）により第6種シェアードIP-PBX契約の解除があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第83条の5 第6種シェアードIP-PBX契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとします。

- 2 第6種シェアードIP-PBX契約者は、第6種シェアードIP-PBX契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- 3 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第10章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第84条 シェアードIP-PBX契約（特定電気通信番号を利用する者に限ります。以下本条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、共通編別記17の(4)のクに定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と共通編別記17の(4)のクに定める利用契約を締結したことになります。

ただし、シェアードIP-PBX契約者からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。

- 2 前項の規定により利用契約を締結したシェアードIP-PBX契約者は、該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、そのシェアードIP-PBX契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(電話番号案内)

第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るもの）に限ります。）から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話帳)

第86条 当社は、シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、別記2から4に定めるところによりIPセントレックス番号を電話帳(当社が別に定める特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

(注1) 第85条(電話番号案内)に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

(注2) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(番号情報の提供)

第87条 当社は、当社の番号情報(電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報(第85条(電話番号案内)及び第86条(電話帳)に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなったシェアードIP-PBX契約者に係る番号情報を除きます。)をいいます。以下本条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 当社は、本条第2項に規定する電気通信事業者等を閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(シェアードIP-PBX契約者に対する通知)

第87条の2 シェアードIP-PBX契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) シェアードIP-PBX契約者がシェアードIP-PBX契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たシェアードIP-PBX契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) シェアードIP-PBX契約者がシェアードIP-PBX契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たシェアードIP-PBX契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がシェアードIP-PBX契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第88条 第6種シェアードIP-PBXサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5、6、8、9及び10に定めるところによります。

別記

1 削除

2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業（当社が別に定める特定協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、利用するIPセントレックス番号の数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が当社が別に定める特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が当社が別に定める特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は東日本電信電話株式会社及

び西日本電信電話株式会社とします。

5 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（IP通信網利用回線の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置（それに準ずるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) 削除
- (4) ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。
ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者からの要請があったときは、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用負担において、第6種シェアードIP-PBX契約者と当社が合意するところにより、当社がボイスモードゲートウェイ装置の設置場所を提供することがあります。
- (5) ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。
- (6) 第6種シェアードIP-PBX契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 当社は、当社が設置したボイスモードゲートウェイ装置を善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。
- (8) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。

区 分		弁済金の金額
音声インタフェースがCOTインタフェースのもの	通信チャネルが4チャネルのもの	10,800円
	通信チャネルが8チャネルのもの	21,600円
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	通信チャネルが4チャネルのもの	10,800円
	通信チャネルが8チャネルのもの	21,600円
音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの		86,400円
カテゴリ-8で利用するもの		4,200円

6 設定代行サービスの提供

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。以下この(1)において同じとします。）から請求があったときは、設定代行サービス（タイプ1）（当社が第6種シェアードIP-PBX契約者の代理で第6種シェアードIP-PBX契約者が提示するMicrosoft 365と当社が提供するIDを割り当てる処理を行うサービスをいいます。以下同じとします。）を提

供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する工事費の支払いを要します。

- (2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。以下この(2)において同じとします。）から請求があったときは、設定代行サービス（タイプ2）（当社が第6種シェアードIP-PBX契約者の代理でIPセントレックス番号（転送先特定番号機能を利用するものを除きます。）に対し、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号（当社が別に定める通信に係るものを除きます。）を転送先として、そのIPセントレックス番号への通信の転送に係る設定を行うサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する工事費の支払いを要します。

（注）当社が別に定める通信は、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第6種シェアードIP-PBX契約者に通知するものとします。

- (3) 当社は、設定代行サービスの提供によって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。

7 削除

8 お客さま設定サポートデスクの提供

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、お客さま設定サポートデスク（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5に限ります。）の利用に係る設定及びMicrosoft 365 Phone System についての問合せを一元的に受け付けるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、お客さま設定サポートデスクの提供によって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。

9 端末機器の提供等

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー7に係る者に限ります。以下本項において同じとします。）から請求があったときは、端末機器（第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端となる装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 端末機器を設置するために必要な場所は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者からの要請があったときは、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用負担において、第6種シェアードIP-PBX契約者と当社が合意するところにより、当社が端末設備の設置場所を提供することがあります。
- (3) 端末機器に必要な電気は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。
- (4) 第6種シェアードIP-PBX契約者が端末機器を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (5) 当社は、当社が設置した端末機器を善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。
- (6) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、端末機器を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。

区分	弁済金の額
----	-------

弁済金	当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額
-----	----------------------------

10 契約者カードの提供等

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー8に係る者に限り
ます。以下本項において同じとします。）から請求があったときは、契約者カード
を提供します。
- (2) 契約者カードを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をし
ていただきます。
- (3) 当社は、当社が貸与した契約者カードを善良な管理者の注意をもって第6種シ
ェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。
- (4) 契約者カードの貸与を受けている第6種シェアードIP-PBX契約者は、その
第6種シェアードIP-PBX契約の解除があったとき又はその他契約者カード
を使用しなくなったときは、その契約者カードを当社が指定するIP通信網サービ
ス取扱所へ速やかに返還していただきます。

料金表

通則

(利用料金の設定)

1 利用料金については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

2 当社は、シェアードI P-P B X契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）及び使用料（以下5まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）5-1（適用）に定める携帯通話定額割引の定額料については、日割りしません（第83条の規定に係るものを除きます。）。

(1) 料金月の初日以外の日シェアードI P-P B Xサービスの提供の開始又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日契約の解除又は付加機能の廃止（端末設備についてはその廃止）があったとき。

(3) 料金月の初日にシェアードI P-P B Xサービスの提供の開始又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日シェアードI P-P B Xサービスの品目等の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第79条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表（3欄及び4欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき

(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

4 3の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、第79条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）5（第6種シェアードI P-P B X契約に係るもの）の5-2-3（ユニバーサルサービス料）及び5-2-3-1（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめシェアードI P-P B X契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

8 シェアードI P-P B X契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するI P通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、シェアードIP-PBX契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、シェアードIP-PBX契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

13 第79条（利用料金の支払義務）から第80条（ダイヤルアウト通信料の支払義務）まで並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 別記5（ボイスモードゲートウェイ装置の提供等）の(8)に規定する弁済金、別記9（端末機器の提供等）の(6)に規定する弁済金及び料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の5（第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの）の5-2（料金額）の5-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。

(2) この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）の額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 削除

3 削除

4 削除

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メニュー1</td> <td>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り適用します。）に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし適用します。）においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守メニュー2</td> <td>保守メニュー1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 保守の態様による細目は、第6種シェアードIP-PBX契約のカテゴリー7に係るものに限り適用します。 2 第6種シェアードIP-PBX契約者は、その第6種シェアードIP-PBX契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更の請求を行うことはできません。</p>	区 別	内 容	保守メニュー1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り適用します。）に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし適用します。）においてその修理又は復旧を行うもの	保守メニュー2	保守メニュー1以外のもの
区 別	内 容						
保守メニュー1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り適用します。）に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし適用します。）においてその修理又は復旧を行うもの						
保守メニュー2	保守メニュー1以外のもの						
(2) 保守メニューに係る加算額の適用	特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り適用します。）ごとに適用します。						
(3) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ2に係る者に限り適用します。）は、最低利用期間内に第6種シェアードIP-PBX契約の解除があった場合は、第79条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。						
(4) ユニバーサルサービス料の適用	5-2-3に規定するユニバーサルサービス料は、IPセントレックス番号1番号ごとに適用します。						

(5) 電話リレーサービス料の適用	5-2-3-1に規定する電話リレーサービス料は、IPセントレックス番号1番号ごとに適用します。
(6) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。</p>
(7) 携帯通話定額割引の適用	ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6又はタイプ8に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6又はタイプ8を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出が

あった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。

定額料（月額）	900円（990円）	1の契約ごと 1chあたり
---------	------------	------------------

イ 第79条（利用料金の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6又はタイプ8を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る割引の適用を受けている料金月について、定額料の支払いを要します。

ウ アの対象となる通話はこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号へのダイヤルアウト通信とします。

エ ウの株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号はこの割引の適用を受ける料金月の前月末日までに株式会社NTTドコモと契約を行った携帯電話等契約に係る電気通信番号となります。

オ ウの第6種シェアードIP-PBX契約者における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数、この割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等の数及びその法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数に上限はありません。

カ この割引の提供にあたって、この割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号情報について当社が株式会社NTTドコモから提供を受けることについて第6種シェアードIP-PBX契約者は同意するものとします。この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者はこの割引適用の申出を行った法人番号の指定を受けた法人等に同意をとるものとします。

キ この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者及び第6種シェアードIP-PBX契約者から申出を行う法人等は国税庁の指定した法人番号及びTSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出しを受けている必要があります。

	<p>ク この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者及び第6種シェアードIP-PBX契約者から申出を行う法人等の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。</p> <p>ケ 当社はこの割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者が通信を行うことを目的とせずに通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）を行っていると合理的に判断した場合、この割引を適用しないことがあります。</p>
<p>(8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(9) 国内通話に関する料金の減免</p>	<p>緊急通報用電話番号への通話については、第80条(ダイヤルアウト通信料の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

(10) 当社の契約者指定番号発信サービスの利用回線に係る電気通信番号への転送に関するダイヤルアウト通信料の適用	当社の電話等サービス契約約款第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）プラン2に係るIPセントレックス番号（本欄において、契約者指定番号発信サービスの通知番号のことをいいます。）から当該契約者指定番号発信サービスの利用回線に係る電気通信番号（株式会社NTTドコモに番号指定された電気通信番号に限ります。）へ転送されたダイヤルアウト通信については、5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。この場合において当社が通知した契約者指定番号発信サービスの利用開始日が毎月24日までの場合は当該料金月から、25日以降の場合は翌料金月から本欄の規定を適用し、契約者指定番号発信サービス契約を解除した場合は、解除した日を含む料金月まで適用します。
--	---

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア カテゴリー1

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2	1の契約ごとに月額	19,200円 (21,120円)

イ カテゴリー2

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2	1の契約ごとに月額	580円 (638円)

ウ カテゴリー3

区 分	単 位	料 金 額	
タイプ1	1の契約ごとに月額	580円 (638円)	
タイプ2	1の契約ごとに月額	580円 (638円)	
タイプ3	1の契約ごとに月額	580円 (638円)	
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額	200円 (220円)
	プラン2	1の契約ごとに月額	500円 (550円)
タイプ5	1の契約ごとに月額	300円 (330円)	
タイプ6	1の契約ごとに月額	400円 (440円)	
タイプ7	1の契約ごとに月額	580円 (638円)	
タイプ8	1の契約ごとに月額	300円 (330円)	

エ カテゴリー4

単 位	料 金 額
-----	-------

1の契約ごとに月額	580円(638円)
-----------	------------

オ 削除

カ 削除

キ カテゴリー7

単 位	料 金 額
1の契約ごとに月額	5,700円(6,270円)

ク カテゴリー8

単 位	料 金 額
1の契約ごとに月額	2,000円(2,200円)

5-2-1-1 特定加入者回線に係る加算額

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
保守メニュー2のものに係る加算額	1の契約ごとに	3,000円(3,300円)

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
番号追加機能	追加番号1番号ごとに	100円(110円)
代表機能	代表番号1番号ごとに	—
代表番号通知機能	代表番号1番号ごとに	—
番号ポータビリティ機能	1のIPセントレックス番号ごとに	—
発信番号非通知着信拒否機能	1のIPセントレックス番号ごとに	200円(220円)
迷惑電話おことわり機能	1のIPセントレックス番号ごとに	300円(330円)
特定番号通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	100円(110円)

			号ごとに		
留守番機能			1のIPセントレックス番号ごとに	300円(330円)	
通信チャネル追加機能	ア	タイプ1のもの	1の通信チャネルごとに	580円(638円)	
		タイプ2のもの	1の通信チャネルごとに	1,200円(1,320円)	
	イ		タイプ3のもの	1の通信チャネルごとに	580円(638円)
	ウ	タイプ4以外のもの		1の通信チャネルごとに	580円(638円)
		タイプ4のもの	プラン1のもの	1の通信チャネルごとに	100円(110円)
			プラン2のもの	1の通信チャネルごとに	400円(440円)
	エ		タイプ5のもの	1の通信チャネルごとに	580円(638円)
	オ			削除	削除
	カ			削除	削除
	キ		タイプ6のもの	1の通信チャネルごとに	800円(880円)
ク		タイプ7のもの	1の通信チャネルごとに	1,200円(1,320円)	
ID追加機能	カテゴリー3に係るもの	タイプ5又はタイプ8のもの	1のIDごとに	200円(220円)	
		タイプ6のもの	1のIDごとに	300円(330円)	
一括転送機能			1の契約ごとに	3,000円(3,300円)	
転送先特定番号機能			1のIPセントレックス番号ごとに	1,000円(1,100円)	
メンバーズネット機能(タイプ1)	基本機能	この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線相互間で利用者番号(契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。)	1チャネルごとに	250円(275円)	

		による通信(以下「メンバーズネットグループ内通話」といいます。)を行うことができるようにする機能			
追加機能	複数利用者番号登録機能 (ユーザナンバ多重登録)	この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線に係る電気通信番号ごとに複数の利用者番号を指定することができるようにする機能	下記以外のもの	1のチャンネルにつき1を超える利用者番号1番号ごとに	100円(110円)
			追加番号(通信チャンネルの提供の請求に係る場合を除きます。)に係るもの	1の追加番号(通信チャンネルの提供の請求に係る場合を除きます。)につき1を超える利用者番号1番号ごとに	100円(110円)
	付加番号送出手機能 (事業所番号接続)	メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号(以下「付加番号」といいます。)の情報をこの機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線に送出することができるようにする機能	1利用者番号ごとに	1,000円(1,100円)	
発着信規制機能	この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から発信する通信又はその第6種シェアードIP-PBX利用回	—	—		

			線に着信する通信を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能		
		発利用者番号通知機能（発ユーザナンバー通知）	メンバーズネットグループ内通話において、通信先に発利用者番号を通知する機能	1のIPセントレックス番号ごとに	100円（110円）
メンバーズネット機能（タイプ2）	基本機能	この機能を利用する契約回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバーズネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能		1チャンネルごとに	—
	追加機能	付加番号送出機能（事業所番号接続）	メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号（以下「付加番号」といいます。）の情報をこの機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線に送出することができるようにする機能	1利用者番号ごとに	1,000円（1,100円）
		発着信規制機能	この機能を利用する第6種シェアードIP-P	—	—

	能	B X利用回線から発信する通信又はその第6種シェアードIP-PBX利用回線に着信する通信を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能	
理由表示値通知機能			1のIPセントレックス番号ごとに —
IP Voice番号通知機能(タイプ1)			1のIPセントレックス番号ごとに —
IP Voice番号通知機能(タイプ2)			1のIPセントレックス番号ごとに —
通話録音自動テキスト化機能			1のIDごとに 2,500円(2,750円)

5-2-3 ユニバーサルサービス料

(月額)

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1のIPセントレックス番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付した額)
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

5-2-3-1 電話リレーサービス料

(月額)

区分	単位	料金額
電話リレーサービス料	1のIPセントレックス番号ごとに	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額(電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月

		額と同額に消費税相当額を付した額)
備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。		

5-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外のもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの(イ)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき 接続通信時間3 分までごとに	8円(8.8円)

(イ) 共通編別記17の(4)のイの(ウ)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	16円(17.6円)

(ウ) 削除

(エ) IP電話設備のうち、共通編別記3に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき 接続通信時間3 分までごとに	8円(8.8円)

イ 通信のうち本邦と外国との間で行われるもの

(単位：円)

地域	料金額	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)		9

アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70

ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120

コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	70
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80

セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70

ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230

ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
バリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125

ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア共和国	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットA e r o	700
インマルサットB G A N / F B / S B	209
インマルサットF	209
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	700
インマルサットF (H S D)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175
ボーダフォン (マルタ)	700

備考

- 1 第6種シェアードIP-PBXサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- 2 本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr><tr><td>残債処理手数料</td><td>第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金</td></tr><tr><td>工事キャンセル手数料</td><td>工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係る者に限り）から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工事の請求の取消し若しくは第6種シェアードIP-PBX契約の解除の請求があったときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金	残債処理手数料	第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金	工事キャンセル手数料	工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係る者に限り）から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工事の請求の取消し若しくは第6種シェアードIP-PBX契約の解除の請求があったときに支払いを要する料金
種 別	内 容								
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金								
残債処理手数料	第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金								
工事キャンセル手数料	工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係る者に限り）から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工事の請求の取消し若しくは第6種シェアードIP-PBX契約の解除の請求があったときに支払いを要する料金								
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。								

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（880円）

残債処理手数料			1の契約ごとに	第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求（当社が承諾した場合に限ります。）に基づき当社が特定協定事業者に支払うこととなった額と同額
工事キャンセル手数料	利用開始に係る工事	カテゴリー1（タイプ2を除きます。）、カテゴリー2、又はカテゴリー4のもの	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)
		カテゴリー1（タイプ2に限ります。）のもの	1の工事ごとに	11,000円 (12,100円)
		カテゴリー7のもの	1の工事ごとに	6,000円 (6,600円)
		カテゴリー8のもの	1の工事ごとに	4,000円 (4,400円)
	上記以外の工事	カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4、カテゴリー7、カテゴリー8のもの	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
<p>(1) 交換機等工事費、配線経路構築工事費の適用</p>	<p>ア 工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費及び配線経路構築工事費を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="552 479 1273 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 479 783 517">区分</th> <th data-bbox="783 479 1273 517">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 517 783 656">交換機等工事費</td> <td data-bbox="783 517 1273 656">I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 656 783 936">配線経路構築工事費</td> <td data-bbox="783 656 1273 936">第6種シェアードI P-P B X契約（カテゴリー7に係るものに限りません。）に係る特定加入者回線の設置若しくは移転又に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 削除 ウ 削除</p>	区分	交換機等工事費等の適用	交換機等工事費	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	配線経路構築工事費	第6種シェアードI P-P B X契約（カテゴリー7に係るものに限りません。）に係る特定加入者回線の設置若しくは移転又に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。
	区分	交換機等工事費等の適用					
	交換機等工事費	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。					
配線経路構築工事費	第6種シェアードI P-P B X契約（カテゴリー7に係るものに限りません。）に係る特定加入者回線の設置若しくは移転又に伴い、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。						
<p>(2) 訪問時刻指定工事費の適用</p>	<p>当社は、第6種シェアードI P-P B Xサービス(カテゴリー1のタイプ2及びカテゴリー7に係るものに限りません。)について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、第6種シェアードI P-P B X契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてその第6種シェアードI P-P B X契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>(ア) Universal One利用回線に係る工事</p> <p>(イ) (ア)の工事を施工するにあたり、当社が必要と認める場合に契約者回線等の設置場所において行う調査</p> <p>(ウ) 特定加入者回線に係る工事</p> <p>(エ) (ウ)の工事を施工するにあたり、当社が必要と認める場合に特定加入者回線の設置場所において行う調査</p> <p>ウ イの(ウ)及び(エ)において1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>エ 第6種シェアードI P-P B X契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p>						

オ 第6種シェアードIP-PBX契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。

カ 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社の第6種シェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。

キ 第6種シェアードIP-PBX契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。

(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。

(イ) 第6種シェアードIP-PBX契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。

ク キの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。

なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。

ケ キのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

コ 削除

(3) 収容方式変更に係る工事費の適用

ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1のタイプ2に係るもの)について、次表のとおり、収容方式の区分を定めます。

タイプ1	下記以外のもの
タイプ2	Universal One利用回線について、その契約者の求めにより、その契約者が指定する他のUniversal One利用回線と異なるVPNノード装置(Universal Oneサービスを提供するために当社が設置する装置とします。)へ収容するもの

イ 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者(カテゴリー1のタイプ2に係る者に限り)から収容方式の区分の変更の申出があり、収容方式の区分の変更に係る工事を実施した場合に、収容方式変更工事費を適用します。

(4) 工事の着手等に関する工事費の適用

当社は、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。）の特定加入者回線の設置若しくは移転に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次に規定する額を適用します。

区分	工事費の適用	単位	工事費の額
ア 配線経路の調査に係るもの	特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（1の工事ごとに）	13,000円 (14,300円)
		配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）	3,000円 (3,300円)
イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からそのカテゴリー7の契約者が指定するものへの工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の特定加入者回線の終端の場所等（1の特定加入者回線の終端の場所等における特定加入者回線の数は3までとします。）ごとに）	6,000円 (6,600円)
		加算額（1の特定加入者回線の終端の場所等における特定加入者回線の数が3を超える1特定加入者回線ごとに）	1,800円 (1,980円)

(5) 現地調査報告工事費の適用

当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1のタイプ2に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)について、次のとおり、現地調査報告工事費を適用します。

ア 現地調査報告には次の区分があります。

区 分	内 容
写真付き 現地調査 報告	第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
現地調査 報告兼お 客様工事 依頼報告	第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。

イ 当社は、Universal One利用回線がギャランティアアクセス（ハウジング利用に係るものを除きます。）に係る者に限り、現地調査報告を提供します。

ウ 当社は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から現地調査報告の申出があったときは、当社の第6種シェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がない場合に限り、現地調査報告を行います。

エ 第6種シェアードIP-PBXサービス契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。

(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。

(イ) 第6種シェアードIP-PBXサービス契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。

オ エの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。

カ エ及びオに規定するほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

(6) 割増工事費の適用

ア 当社は、イ及びウ以外の工事において契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、その第6種シェアードIP-PBXサービス契約者（カテゴリー1のタイプ2に係るものに限ります。）の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額

イ 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー7に係る者に限ります。）からその特定加入者回線の設置若しくは移転に関する工事又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（3,300円）を加算して適用します。

ウ 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。）の特定加入者回線において、次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の額に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額

(7) 削除

削除

(8) 削除

削除

(9) 転用取消に伴う復元工事費の適用	当社が特定加入者回線の転用に係る工事を取消し、特定加入者回線の転用以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用を第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー7に係るものに限り、)の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用について、復元工事費を適用します。
(10) 番号ポータビリティ機能に関する工事費の適用	番号ポータビリティ機能に関する工事について、2（工事費の額）を適用します。ただし、当社所定の書面等に定めがある場合は、この限りではありません。
(11) カテゴリー1（タイプ2に限ります。）のUniversal One利用回線に係る工事費	Universal One利用回線のネットワーク工事、アクセス回線工事、付加機能工事、Universal Oneターミナル等に係る工事等を実施した場合に適用します。
(12) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	カテゴリー1 (タイプ2を除きます。)、カテゴリー2、カテゴリー3又はカテゴリー4のもの	1の契約ごとに 2,000円 (2,200円)
		カテゴリー1 (タイプ2に限りません。)のもの	1の契約ごとに 10,000円 (11,000円)
		カテゴリー7のもの (特定加入者回線の転用の場合を除きます。)	1の契約ごとに 23,000円 (25,300円)
		カテゴリー7のもの (特定加入者回線の転用の場合に限ります。)	1の契約ごとに 5,000円 (5,500円)
		カテゴリー8のもの	1の契約ごとに 3,000円 (3,300円)
	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー7及びカテゴリー8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに 2,000円 (2,200円)

メンバーズネット機能 (タイプ1) 又はメンバーズネット機能 (タイプ2)に関するもの	下記以外のもの		1のIPセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,100円)
	利用者番号の指定に関するもの	下記以外のもの	1の利用者番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		追加番号(通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。)に係るもの	1の利用者番号ごとに	700円(770円)
	メンバーズネットグループの所属先の指定に関するもの		1のIPセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,100円)
	複数利用者番号登録機能に関するもの		1の利用者番号ごとに	1,000円 (1,100円)
	付加番号送出機能に関するもの		1の利用者番号ごとに	1,000円 (1,100円)
メンバーズネット機能 (タイプ1)に関するもの	発利用者番号通知機能に関するもの		1のIPセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,100円)
IP Voice番号通知機能 (タイプ2)に関するもの			—	—
通話録音自動テキスト化機能に関するもの			1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)

	上記以外のもの	下記以外の場合	1の契約ごとに	1,000円 (1,100円)
		当社が指定する方法による即時開通工事の場合	—	—
(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリー1 (タイプ2を除きます。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5、タイプ6、タイプ8を除きます。) 又はカテゴリー4のもの		1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	カテゴリー1 (タイプ2に限りません。) のもの		1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
	カテゴリー7のもの		1の契約ごとに	23,000円 (25,300円)
	カテゴリー8のもの		1の契約ごとに	3,000円 (3,300円)
	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー7及びカテゴリー8のもの	1のI P セントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	メンバーズネット機能 (タイプ1) 又はメンバーズネット機能 (タイプ2) に関するもの	下記以外のもの	1のI P セントレックス番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		利用者番号の変更に関するもの	1の利用者番号ごとに	1,000円 (1,100円)

			メンバーズネットグループの所属先の変更に関するもの	1のIPセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,100円)
			複数利用者番号登録機能に関するもの	1の利用者番号ごとに	1,000円 (1,100円)
			付加番号送出機能に関するもの	1の利用者番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		メンバーズネット機能(タイプ1)に関するもの	発利用者番号通知機能に関するもの	1のIPセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,100円)
			IP Voice番号通知機能(タイプ2)に関するもの	—	—
			通話録音自動テキスト化機能に関するもの	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
		上記以外のもの	下記以外の場合	1の契約ごとに	1,000円 (1,100円)
			当社が指定する方法による即時開通工事の場合	—	—
イ 上記以外の工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費	下記以外のもの	1の契約ごとに	15,000円 (16,500円)
			第2表の1の(2)イの(ア)及び(イ)の両方について時刻指定するもの	1の契約ごとに	30,000円 (33,000円)
			第2表の1の(2)イの(ウ)及び(エ)に	午前9時から午後5時まで 1の工事ごとに	11,000円 (12,100円)

		ついて時刻指定するもの	午後5時から午後10時まで	1の工事に	20,000円 (22,000円)
			午後10時から午前9時まで	1の工事に	30,000円 (33,000円)
	配線経路構築工事費	(ア) カテゴリー7契約者の申込み又は請求により、アの工事と同日に施工する場合		1の工事に	14,000円 (15,400円)
		(イ) カテゴリー7契約者の申込み又は請求により、アの工事と別日に施工する場合		1の工事に	27,000円 (29,700円)
	現地調査報告工事費	写真付き現地調査報告の場合		1の契約ごとに	24,000円 (26,400円)
		現地調査報告兼お客様工事依頼報告の場合		1の契約ごとに	22,000円 (24,200円)
		カテゴリー1(タイプ2に限ります。)のUniversal One利用回線に係る工事費		1の契約ごとに	別に算定する 実費
(イ) 上記以外に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費	下記以外のもの		1の契約ごとに	15,000円 (16,500円)
		第2表の1の(2)イの(ア)及び(イ)の両方について時刻指定するもの		1の契約ごとに	30,000円 (33,000円)
		第2表の1の(2)イの(ウ)及び(エ)について時刻指定するもの	午前9時から午後5時まで	1の工事に	11,000円 (12,100円)
			午後5時から午後10時まで	1の工事に	20,000円 (22,000円)

		午後10時から午前9時まで	1の工事に	30,000円 (33,000円)
配線経路構築工事費	(ア) カテゴリー7契約者の申込み又は請求により、アの工事と同日に施工する場合		1の工事に	14,000円 (15,400円)
	(イ) カテゴリー7契約者の申込み又は請求により、アの工事と別日に施工する場合		1の工事に	27,000円 (29,700円)
収容方式変更工事費			1の契約ごとに	5,000円 (5,500円)
現地調査報告工事費	写真付き現地調査報告の場合		1の契約ごとに	24,000円 (26,400円)
	現地調査報告兼お客様工事依頼報告の場合		1の契約ごとに	22,000円 (24,200円)
復元工事費			1の工事に	30,000円 (33,000円)
カテゴリー1(タイプ2に限ります。)のUniversal One利用回線に係る工事費			1の契約ごとに	別に算定する 実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>						
(2) ボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ0</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ2</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 第6種シェアードIP-PBXサービスにおいて提供する保守の区別は保守タイプ0（その第6種シェアードIP-PBXサービスがカテゴリー2又はカテゴリー3に係るものであってボイスモードゲートウェイ装置の区分が2（料金額）に規定する音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するものである場合を除きます。）及び保守タイプ2に限ります。</p> <p>3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー8に係るものに限ります。）において提供する保守の区別は保守タイプ0に限ります。</p>	区 別	内 容	保守タイプ0	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容						
保守タイプ0	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの						
保守タイプ2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの						
(3) 削除	削除						

2 料金額

(1) 削除

(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者に係るもの

ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額

区 分		料 金 額	
		保守タイプ0	保守タイプ2
音声インタフェースがCOTインタフェースのもの	通信チャネルが4チャネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)
	通信チャネルが8チャネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	通信チャネルが4チャネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)
	通信チャネルが8チャネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの		4,800円 (5,280円)	5,300円 (5,830円)
カテゴリ8で利用するもの		700円 (770円)	-

3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2 削除

第3 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第4 削除

第5 削除

第6 削除

第7 設定代行サービスに関する工事費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 設定代行サービスに係る工事費の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ4のプラン2又はカテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）について、設定代行サービス（タイプ1又はタイプ2）の提供等に係る工事費を適用します。</p> <p>2 当社は、設定代行サービスの提供等に係る工事費を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>				
(2) 割増工事費の適用	<p>当社は、設定代行サービス（タイプ2）に係る工事において第6種シェアードIP-PBX契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
設定代行サービス（タイプ1）の提供等に関する工事費	1の契約ごとに	50,000円 (55,000円)
設定代行サービス（タイプ2）の提供等に関する工事費	100のIPセントレックス番号ごとに	3,000円 (3,300円)

第8 削除

第9 お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金

1 適用

区分	内容
お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金の適用	<p>1 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）について、お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社は、お客さま設定サポートデスクの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>

2 料金額

区分	単位	料金額
お客さま設定サポートデスク利用料	1の契約ごとに月額	30,000円 (33,000円)

料金表別表 1 削除

料金表別表 2 第 6 種シェアード I P - P B X に係る付加機能

区 分	提 供 条 件
<p>1 番号追加機能</p> <p>追加番号（この機能を利用するための I P セントレックス番号であって、第 73 条の 8（第 6 種シェアード I P - P B X 契約者の I P セントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号又は代表番号以外のものをいいます。）により通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が指定するところによります。</p> <p>(2) 第 6 種シェアード I P - P B X 契約者は、この機能の提供を請求するに当たっては、その追加番号に係る通信チャネルの提供を請求することができます。</p> <p>(3) 追加番号に関するその他の取扱いについては、第 73 条の 8 の規定に準ずるものとします。</p> <p>(4) 第 6 種シェアード I P - P B X 契約者（カテゴリー 3 のタイプ 5、タイプ 6 又はタイプ 8 に係る者に限ります。）がこの機能を請求する場合は、I D 追加機能も同時に請求するものとします。この場合、この機能の番号数と I D 追加機能の I D 数は同数とします。</p>
<p>2 代表機能</p> <p>2 以上の第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係る I P セントレックス番号について、それらの I P セントレックス番号を代表する代表番号（この機能を利用するための I P セントレックス番号であって、第 73 条の 8 の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。）を定め、その代表番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれかの I P セントレックス番号に接続することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者（カテゴリー 3 のタイプ 1、タイプ 3、タイプ 4、タイプ 5、タイプ 6 及びタイプ 8 に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、I P セントレックス番号に係る呼出方法を選択していただきます。</p> <p>(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号その他の情報等を消去することがあります。</p>
<p>3 代表番号通知機能</p> <p>この機能を利用する第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係る I P セントレックス番号から行う通話について、その I P セントレックス番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能</p>	<p>(1) 当社は、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者（カテゴリー 3 のタイプ 1、タイプ 3、タイプ 4、タイプ 5、タイプ 6 及びタイプ 8 に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) 当社は、代表番号及び任意の I P セントレックス番号の区別（I P 電話番号と特定電気通信番号との間の区別をいいます。）が同一の場合に限り、その I P セントレックス番号に</p>

	<p>替えて、代表番号を通信先に通知します。</p> <p>(3) この機能の申込みにあたっては、代表番号として通知するIPセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。</p>
<p>4 番号ポータビリティ機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、電気通信事業法第50条(電気通信番号の使用及び電気通信番号計画)第2項に規定する番号ポータビリティ(当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限り、この機能を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8、カテゴリー7及びカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限り、この機能を提供します。))に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、番号ポータビリティを申込み特定電気通信番号等をあらかじめ通知していただきます。また、この機能の利用にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者に通知する必要があることについて、同意していただきます。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。))又はカテゴリー7に係る者に限り、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー3のタイプ8又はカテゴリー8に係る者に限り、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5(IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>
<p>5 発信番号非通知着信拒否機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイ</p>

<p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者の第6種シェアードIP-PBXサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答し着信を拒否する機能</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信及び発信者番号等が特定できない通信とします。</p>	<p>プ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、設定機能により、当社が指定する条件について設定する必要があります。</p> <p>(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p> <p>(4) 当社は、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>
<p>6 迷惑電話おことわり機能</p> <p>迷惑電話の着信を拒否したい旨の申出があった第6種シェアードIP-PBX契約者に対し、登録応答装置（その第6種シェアードIP-PBX契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、01～09から始まる最大11桁のものとなります。</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、設定機能により、当社が指定する条件について設定する必要があります。</p> <p>(3) 登録可能な電話番号数は1のIPセントレックス番号につき30とします。</p> <p>(4) 当社は現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p>
<p>7 特定番号通知機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号（当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの（そのIPセントレックス番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているIPセ</p>	<p>(1) 当社は、IPセントレックス番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ4に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、通知番号をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(3) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、</p>

ントレックス番号を含みます。)に限り
ます。)から行う通信について、そのIP
セントレックス番号に替えて、着信課
金番号又は特定着信番号を通信先に通
知する機能

設定機能により、当社が指定する条
件について設定する必要があります。

- (4) 第6種シェアードIP-PBX
契約者が、同時に代表番号通知機能
を利用する場合は、この機能が優先
されるものとします。
- (5) 当社は、第6種シェアードIP-
PBX契約者(カテゴリー3のタイ
プ1又はタイプ5に係る者に限りま
す。)に対してこの機能とIP Vo
i c e番号通知機能(タイプ1)又は
IP Vo i c e番号通知機能(タ
イプ2)を同時に提供する場合は、こ
の機能により着信課金番号又は特定
着信番号を通信先に通知します。
- (6) 当社は、当社の電気通信設備の保
守又は工事上やむを得ないときは、
現に登録中の電話番号等を消去する
ことがあります。

8 留守番機能

この機能を利用する第6種シェア-
ードIP-PBX契約に係るIPセント
レックス番号に着信した通話のメッセ
ージの録音、録音したメッセージの再生
及びメッセージが録音されたことをそ
の第6種シェアードIP-PBX契約
者が指定したものに対し当社が別に定
める方法により通知する機能

(注) 本欄に規定する当社が別に定め
る方法は、電子メールとします。

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-
PBX契約者(転送先特定番号機能
を利用する者、カテゴリー3のタイ
プ5に係る者を除きます。)に、この
機能を提供します。
- (2) 第6種シェアードIP-PBX
契約者は、この機能の利用にあたり、
設定機能により、当社が指定する条
件について設定する必要があります。
- (3) この機能において録音したメッ
セージの保存期間は、当社が指定す
るところによります。
- (4) 当社は、この機能に係る通知先か
らその通知される通信について、間
違いのためその通知が行われないよ
うにして欲しい旨の申し出がある場
合であって当社が必要と認めるとき
は、その通知を中止することがあり
ます。
- (5) 当社は、この機能が契約者の期待
どおりの品質を有すること、その作
動が中断されないこと及びその作動
又はデータに誤りがないことを保証
するものではありません。
- (6) 当社は、当社の電気通信設備の保
守又は工事上やむを得ないときは、
本付加機能に係る、現に設定中の録

	<p>音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>(7) この機能に係る設定方法、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p>
<p>9 通信チャネル追加機能</p> <p>追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能において登録できる通信チャネル数は、当社が指定するところによります。</p>
<p>10 一括転送機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が指定するIPセントレックス番号で構成されたグループを、応答前に、第6種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した番号（当社が指定するものに限りません。）にグループ単位で一括で転送することができる機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（転送先特定番号機能を利用する者及びカテゴリー3のタイプ5に係る者を除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能に係る通信については、発信者からこの機能を利用している第6種シェアードIP-PBX利用回線への通信とこの機能を利用している第6種シェアードIP-PBX利用回線から転送先の契約者回線等への通信を2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送して通信ができる状態とした時刻を双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>(3) この機能に係る転送先からその転送される通信について、転送が行われないようにしてほしい旨の申出があった場合は、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>(4) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、設定機能により、当社が指定する条件について設定する必要があります。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号その他の情報等を消去することがあります。</p>
<p>11 転送先特定番号機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアー</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3</p>

ドIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号へ着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みません。)に、その着信する通信を、あらかじめ指定された着信課金番号(高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するものに限りません。以下この欄において同じとします。)又は特定着信番号(高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するものに限りません。以下この欄において同じとします。)に自動的に転送することができる機能

のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ7、カテゴリ7又はカテゴリ8(特定電気通信番号を用いる場合に限りません。)に係る者に限りません。)に、この機能を提供します。

- (2) この機能に係る通信については、発信者からこの機能を利用している第6種シェアードIP-PBX利用回線への通信とこの機能を利用している第6種シェアードIP-PBX利用回線から転送先の契約者回線への通信を2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送して通信ができる状態とした時刻を双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。
- (3) この機能に係る転送先からその転送される通信について、転送が行われないようにしてほしい旨の申出があった場合は、その転送を中止していただくことがあります。
- (4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者からこの機能に係る着信課金番号又は特定着信番号について、廃止若しくは他社に番号ポータビリティした旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。
- (5) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号において、地域指定着信課金機能(フリーダイヤル)及び地域指定特定番号着信機能(ナビダイヤル)を利用することはできません。
- (6) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、当社所定の方法で請求するほか、設定機能により、この機能に係る設定の変更を行うことができます。この場合において、当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の転送に係る情報等を消去することがあります。
- (7) 当社は、転送することによって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。

<p>12 メンバーズネット機能（タイプ1）</p> <p>「メンバーズネットグループ内通話」を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7及びカテゴリー8に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 当社は、この機能を提供するに当たっては、IPセントレックス番号（追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）を除きます。）をこの機能の利用の単位とします。</p> <p>(4) 削除</p>
<p>13 メンバーズネット機能（タイプ2）</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバーズネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ7、カテゴリー4、カテゴリー7及びカテゴリー8に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。</p> <p>この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2) 削除</p>

	<p>(3) 当社は、この機能を提供するに当たっては、IPセントレックス番号（追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）を除きます。）をこの機能の利用の単位とします。</p> <p>(4) 削除</p>
<p>14 理由表示値通知機能</p> <p>第6種シェアードIP-PBXサービス利用回線から行う発信（この機能を利用するIPセントレックス番号に係るものに限ります。）について、発信先の交換設備から当社のIP通信網設備に対し当社が別に定める理由表示値の通知があった場合は、その旨を当社のIP通信網設備からその第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する端末設備に通知する機能</p> <p>(注) 当社が別に定める理由表示値は、社団法人情報通信技術委員会が「JT-Q850デジタル加入者線信号方式No.1(DSS1)およびNo.7信号方式ISDNユーザ部(ISUP)における理由表示の使用法および生成源」に定めるもの（当社が指定するものに限ります。）とします。</p>	<p>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ7又はカテゴリー4に係るもの（付加機能（メンバーズネット機能（タイプ1）及びメンバーズネット機能（タイプ2）に限ります。）を利用する場合を除きます。）に限ります。）に、この機能を提供します。</p>
<p>15 ID追加機能</p> <p>追加IDにより通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3のタイプ5、タイプ6及びタイプ8に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能を請求する場合は、番号追加機能も同時に請求するものとします。この場合、この機能のID数と番号追加機能の番号数は同数とします。</p> <p>(3) この機能において利用することができるIDの数は、当社が指定するところによります。</p>

16 IP Voice 番号通知機能 (タイプ1)

この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー3のタイプ5に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号 (この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)が契約する第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5を除きます。)、カテゴリー4、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約 (タイプ1)」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限り (着信先に通知する機能

(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)に、この機能を提供します。

(2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)に係るIPセントレックス番号がIP電話番号の場合は、IP電話番号又は特定電気通信番号を、IPセントレックス番号が特定電気通信番号の場合は特定電気通信番号を、着信先に通知するIPセントレックス番号として指定するものとします。

(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)から着信先に通知するIPセントレックス番号について、廃止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。

(4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)から通知元第6種シェアードIP-PBX契約 (タイプ1)について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。

(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)から着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約 (タイプ1)について解除すると同時に新たに通知元第6種シェアードIP-PBX契約 (タイプ1)を締結した旨の届出がないときは、この機能を廃止します。

(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者)に限ります。)と着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約 (タイプ1)に係る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。

(7) 当社は、第6種シェアードIP-

	<p>PBX契約(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ1)に係る1のIPセントレックス番号を通知します。</p> <p>(8) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p>
<p>17 IP Voice 番号通知機能(タイプ2)</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ1に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。))が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3、カテゴリー4、カテゴリー7及びカテゴリー8に係るものに限りません。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ2)」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限りません。)を着信先に通知する機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限りません。)に係るIPセントレックス番号がIP電話番号の場合は、IP電話番号又は特定電気通信番号を、IPセントレックス番号が特定電気通信番号の場合は特定電気通信番号を、着信先に通知するIPセントレックス番号として指定するものとします。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)から着信先に通知するIPセントレックス番号について、廃止の届け出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)から通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ2)について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)と着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ2)に係る契</p>

	<p>約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ2)に係る1のIPセントレックス番号を通知します。</p> <p>(7) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p>
<p>18 通話録音自動テキスト化機能</p> <p>音声通話の自動録音及びテキスト化を行い、そのデータを当社の電気通信設備に保存する機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。)に、この機能を提供します。</p> <p>(2) 当社は、1のIDごとにこの機能を提供します。</p> <p>(3) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置から発信する通信又はその第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置に着信する通信(内線通話(同一の第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ5に係るもの)に限ります。)に係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置を介して行う相互間の音声通信をいいます。)を除きます。)において、この機能を提供します。</p> <p>(4) この機能における通話録音音声データ及びテキスト化データのご利用に当たっては、その利用態様に応じ、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用と責任において、発信者及び着信者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために、必要な措置を講じていただく必要があります。</p>